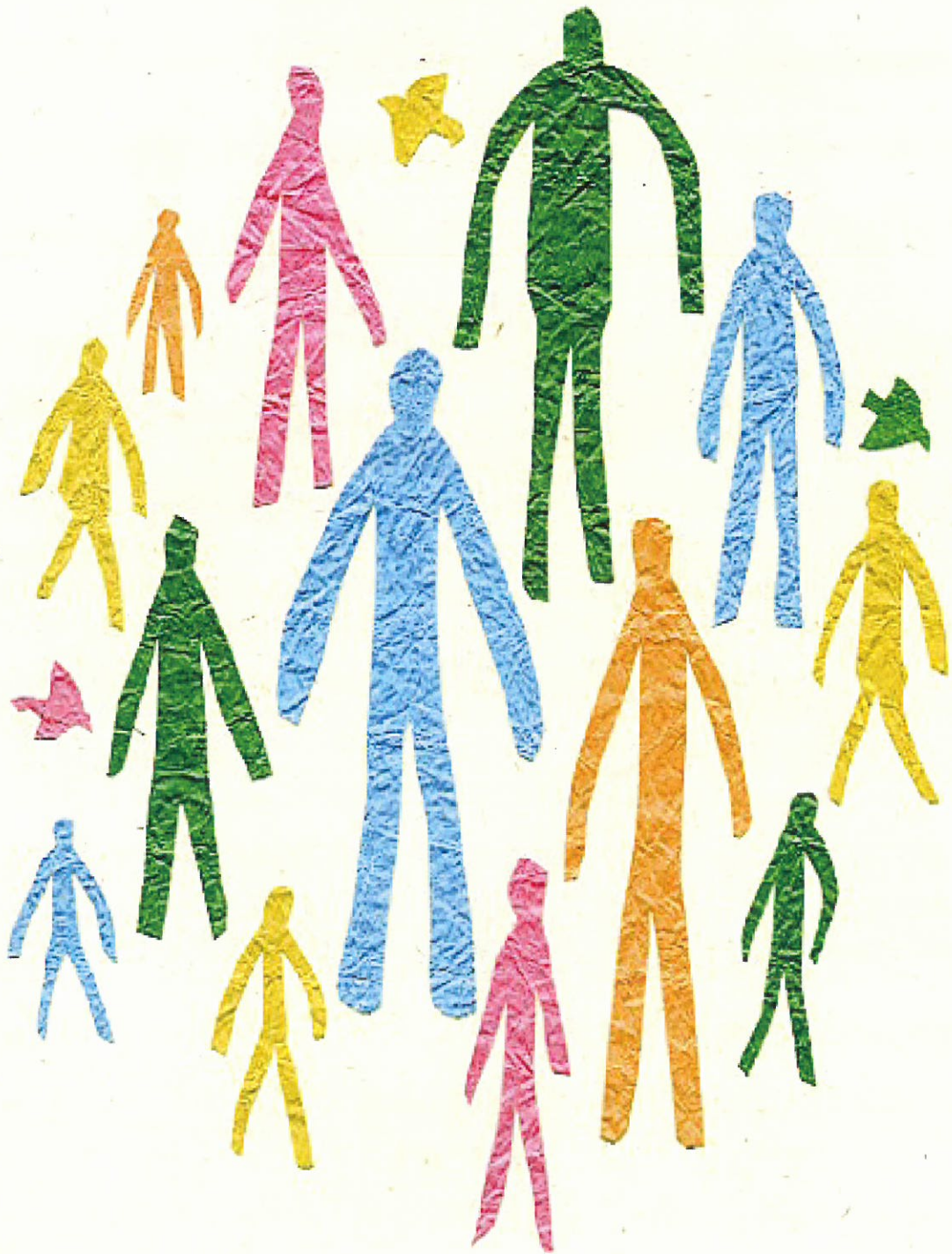


# 「橋本市男女共同参画推進条例」 を制定しました!



橋 本 市

### 男女共同参画社会とは・・・

すべての人が、性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思により、家庭、学校、職場、地域などのあらゆる場所で活動し、個性と能力を十分に発揮して活躍できる社会のことです。

### 条例を制定した背景

私たちのまち“橋本市”は、豊かな自然と歴史文化が息づく、田園都市で、旧来の共同体の良さを兼ね備えた住み心地の良いまちです。

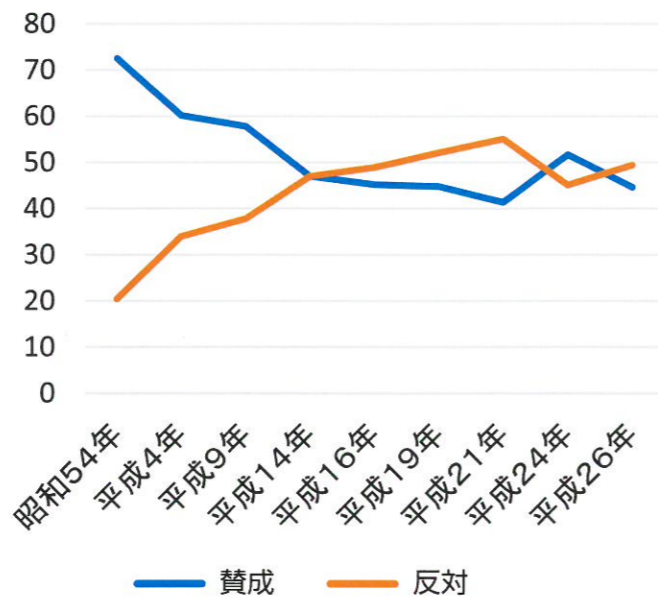
“橋本市”は、だれもがお互いを思いやることのできる社会、だれもが性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮することのできる社会を目指し、平成13年3月に「はしもと男女共生社会推進行動計画」(第一次計画)、平成24年3月に「第二次橋本市男女共同参画計画」を柱として各種施策に前向きに取り組んできました。

しかし、右グラフからわかるように「男は仕事」「女は家庭」のような、性別に関する固定観念や慣行は根強く、誰もが、どこでも、能力や個性を発揮できているとはいえません。そして、ワーク・ライフ・バランスの達成も難しく、すべての人がお互いの人権を尊重しあい、多様な生き方を選ぶことができる男女共同参画社会の実現には、いまだ多くの課題が残されています。

そこで、施策の基本となる事項を定め計画的に推進するために条例を制定しました。

この条例では、男女共同参画に関する基本理念や市、市民、事業者や教育関係者の皆様の責務を明らかにし、市の男女共同参画の推進に関する施策を定めることにより、性別や年代にかかわらず、一人ひとりが主体的に、いきいきと暮らせる「元気なまち橋本市」を目指しています。

「夫は外で働き妻は家庭を守るべき」との考え方に対する意識 (昭和54年～平成26年)



内閣府「女性の活躍推進に関する世論調査」(平成26年)  
内閣府「男女共同参画に関する世論調査」(各年版)等

### 第3条【基本理念】

## 「6つの基本理念」



- ◇男女はお互いの人権を尊重しましょう。
- ◇性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行を見直しましょう。
- ◇男女が、方針の立案や決定に共同して参画できるようにしましょう。
- ◇男女が、家庭生活と地域や学校、職場などでの活動との両立ができるようにしましょう。
- ◇男女が、生涯に渡り健康な生活を営むために、お互いの性を理解し、性と生殖に関する健康と権利について、各々の意思を十分に尊重し合えるようにしましょう。
- ◇国際社会の取り組みに協調して、男女共同参画を推進しましょう。

### 第4条～第7条【それぞれの役割】

## ～みんなで取り組もう～

### 市民

- ・家庭、地域、学校、職場などのあらゆる分野で主体的かつ積極的に男女共同参画を推進する。
- ・男女共同参画への理解を深め、推進する施策に協力する。



### 男女共同参画社会基本法 和歌山県男女共同参画推進条例

### 市

- ・男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む)を策定し、実施する。
- ・推進にあたっては、市民、事業者、教育関係者、国及び他の地方公共団体との連携に努める。

### 事業者

- ・就業や活動と家庭生活との両立ができる環境を整備する。
- ・男女共同参画への理解を深め、推進する施策に協力する。

### 教育関係者

- ・あらゆる教育の場において、基本理念に配慮した教育を行う。
- ・男女共同参画への理解を深め、推進する施策に協力する。

### 第8条【性別による権利侵害の禁止】

次に掲げる男女共同参画を阻害する行為を行ってはなりません。

- ◇性別による差別的な扱い(直接的であるか、間接的であるかは問わない)
- ◇性的指向及び性自認による差別(直接的であるか、間接的であるかは問わない)
- ◇セクシュアル・ハラスメント(職場などに限らず、あらゆる場所での性的ないやがらせ)
- ◇ドメスティック・バイオレンス(親密な関係の間の暴力)
- ◇その他の性別に起因するあらゆる暴力



### 第9条～第15条【基本的な施策】

この条例に沿って、市は、次の基本的な施策に取り組みます。

- ◇男女共同参画社会の形成促進に関する基本計画を策定・公表する。
- ◇男女共同参画社会の形成に配慮する。
- ◇男女共同参画社会についての理解を深め、あらゆる分野へ啓発活動、情報提供などを行う。
- ◇災害等への対応において男女双方の視点に配慮する。
- ◇施策を効果的に実施するため、調査研究を行う。
- ◇施策の実施状況を作成・公表する。
- ◇男女共同参画推進に影響を及ぼす施策や性別による差別的取り扱いなどに関する苦情や相談に対し適切に対応する。

## 第 16 条【橋本市男女共同参画審議会】

◇基本計画の策定や、変更について調査や審議をし、男女共同参画の推進のために必要な活動を行います。

※「橋本市男女共同参画推進条例」は、平成 27 年 10 月 1 日に施行されました。

条例の全文はインターネットでご覧いただけます。

## 女性相談窓口 ※緊急時には 110 番へ！！

相談機関名	連絡先・住所	相談時間
和歌山県男女共同参画センター りいぶる	☎ 073-435-5246 和歌山市手平 2-1-2 和歌山ビッグ愛 9 階	<b>【電話】</b> 火曜日～土曜日 9:00～20:30 (受付 20:00 まで) (月・祝・年末年始除く) 日曜日 9:00～17:00 (受付 16:30 まで)  <b>【面接】</b> 火曜日～土曜日 9:00～17:30 (受付 16:30 まで) (月・祝・年末年始除く) 日曜日 9:00～16:00 (受付 15:00 まで)
和歌山県子ども・女性・障害者 相談センター	☎ 073-445-0793 和歌山市毛見 1437-218	<b>【面接】(要予約)</b> 9:00～17:45 (土・日・祝・年末年始除く)  <b>【電話】</b> 9:00～21:30 (年末年始休み)
わかやま mine (性暴力救援センター和歌山)	☎ 073-444-0099 和歌山市紀三井寺 811-1 和歌山県立医科大学付属 病院内	9:00～17:00 (年末年始を除く) ※ただし、緊急避妊等の緊急医療は 22:00 まで(年末年始を除く)
伊都振興局健康福祉部 (橋本保健所)	☎ 0736-42-5440 橋本市高野口町名古屋 927	9:00～17:45 (土・日・祝・年末年始除く)

## 橋本市市民生活部 人権・男女共同推進室

〒648-8585 橋本市東家 1-1-1

Tel:33-1111 (代表) 33-1229 (直通) Fax:33-1667 (代表)

E-mail:jinken@city.hashimoto.lg.jp

